

令和8年版

自治会ガイドブック



福井市自治会連合会
福井市地域振興課

目 次

自治会運営(基礎編)			
自治会とは	1	集合住宅への加入啓発	21
自治会の運営	1	外国人世帯への加入啓発	22
規約(会則)	1	外国人とのコミュニケーションの取り方	23
総会・会議	2	加入啓発訪問時の回答例	24
会計処理	2	自治会と福井市	
会員への周知・連絡手段	2	自治会と福井市の関係	25
会費の納入	3	行政嘱託員	25
役員の選任	3	行政嘱託員に関するQ&A	27
役員業務の引継ぎ	4	青少年育成推進員の推薦	28
自治会運営の注意点 	5	避難行動要支援者避難支援制度	28
自治会運営に関するQ&A	6	災害ボランティアセンターへの協力	29
ごみ出しに関するQ&A 	8	福井市公式 LINE	29
個人情報の取扱い 	9	道路等の損傷通報 	29
自治会運営(応用編)			
個人情報の取扱いに関するQ&A	11	補助金	
自治会の合併	12	防犯灯	30
自治会活動のデジタル化 	13	ごみステーション	32
認可地縁団体	14	自治会活動支援 	33
加入促進			
自治会への加入促進	16	集会所	35
自治会加入のオンライン申請 	16	道路・除雪	36
加入啓発の取組方法	17	防災	36
		不法投棄対策支援 	37
電話帳			
		電話帳	38

自治会運営(基礎編)



自治会とは

自治会は、一定の区域に居住する人々が、住民相互の親睦交流を図り、それぞれの地域において様々な課題を解決することを目的として自主的に組織された住民組織です。福井市の全域にわたって組織されており、「町内会」や「区」といった名称で呼ばれている地域もあります。

安全・安心で住みよいまちづくりを推進していくためには、行政の取組だけではなく、地域の取組が重要となり、特に、災害時における「共助」が、自治会の果たす役割として求められています。

いざという時、円滑に安否確認や初期活動を行うことができるよう、日頃から地域にどんな人が何人住んでいるかという情報を、自治会内、あるいは班内の日常的な交流の中で把握しておくことが大切です。



自治会の運営

自治会の運営は、原則、規約(会則)と会員全員の意思に基づき行われます。

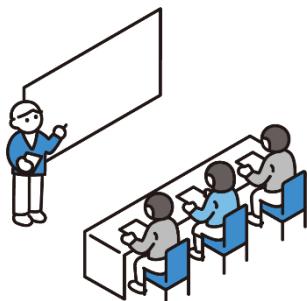
また、ごみステーションや防犯灯の維持管理や夜間の防犯活動等のような日常的な活動や、災害への対応や構造物の補修など、突発的な対応を求められる場合もあり、柔軟な自治会運営が求められます。



規約(会則)

規約(会則)は、自治会を運営していく上で必要なルールを定めたもので、制定することにより、会員に対して自治会の運営方法を明確にし、民主的な運営を行うことができます。

規約(会則)は、必ず自治会の総会で承認を得た上で運用することを基本とし、地域の様々な状況変化に対応して、常に会員の意見を取り入れながら見直していくことが必要です。変更する際にも、総会で承認を得る必要があります。



自治会運営(基礎編)



総会・会議

総会では、前年度の事業報告、収支決算報告、新年度の事業計画(案)、収支予算(案)、自治会役員の改選等を議案とし、審議・議決を行います。緊急に会員全員の承認が必要な事項が発生した場合には、臨時総会を開催することもあります。

総会の前に役員会を開催し、あらかじめ総会の議案について審議を行うことが一般的です。また、総会や会議の終了後には、開催日時、場所、審議・議決事項を議事録にまとめておくことも重要です。



会計処理

会計年度を定めて会計処理を行います。本市の自治会では、会計年度を1月から12月までを区切りとし、総会を年末または年始に開催しているところが多いようです。

収入には、会費、寄付金、補助金、事業・財産収入等があり、支出には、会議費、交通費、通信費、消耗品費、衛生費、人件費(役員手当)、修繕費、地区費等があります。会員から会費を預かった際は、その都度通帳に入れましょう。

年度終了時には、会計・事業の執行状況について監査を行い、総会において会員に報告することが重要です。

また、通帳を管理する場合、通帳と印鑑を一人で管理すると不適正会計の原因となる可能性があります。できれば、会長と会計で分けて管理することが望ましいと考えます。



会員への周知・連絡手段

会員への周知・連絡手段としては、文書の全戸配布や回覧板があります。市が発行する広報ふくい(年12回)や行政または地区の広報物と併せて、自治会の広報紙等を配布・回覧することも可能です。

自治会で掲示板等を設置して、ポスター掲示することもよいでしょう。活動が会員に見えるよう、日頃から情報発信に心がけましょう。

本市では令和8年1月より、電子回覧板「タウンデジボ」を市内全域で導入しております。自治会での連絡・情報発信に使うと、お知らせが会員のもとにすぐに届き、いつでもどこでも確認できますので、ぜひご活用ください。(13ページ参照)

基礎編

応用編

加入促進

自治会と福井市

補助金

電話帳

自治会運営(基礎編)



会費の納入

自治会に加入している会員は、自治会の規約(会則)等で定められている会費を納入する義務が生じます。

しかしながら、経済的な事情で会費を納入できないという場合があります。

この場合、対象者が自治会とのつながりを望んでいる場合には、一定程度弾力的に対応することも必要です。

例えば、ごみステーションの利用について、その維持管理にかかる負担分のみに会費を減額することや、管理当番の役務提供のみを協力してもらうなど、その世帯ができる範囲内に負担を軽減することは可能であると考えられます。

ただし、このような特別な措置をとる場合には、役員だけの判断だけでなく、その世帯の個人情報保護に配慮した上で、他の会員にも一定程度の了承を得ておくことが必要です。

また、「退会した者から会費を強制徴収することはできない」という最高裁判決があり、加入者であるか未加入者であるかが納入義務の有無に直結します。

自治会によっては、「会費の滞納が続いた場合は強制退会」と定めているところもあるようですが、まずは、その世帯が会費を納入しない理由を確認することが必要です。

その上で、対象者が今後も会費を納めるつもりがなく退会を希望している場合には、会費を強制的に徴収することはできません。



役員の選任

自治会長をはじめとする役員は、ほとんどの自治会において「選挙」や「輪番制」により選任されています。それ以外の方法として「推薦」または「抽選」といった方法により選任されていることもあります。

役員の選任は、自治会活動や運営に大きな影響を及ぼすものであり、会員の相互の話し合いにより、その選任方法を確立することが大切です。

副会長・会計・監事・班長などの役員を段階的に交代する人事体制を確立しているところもありますので、そのような方法もご検討ください。

また、規約によって役員の任期を1年にしている自治会が多いようですが、円滑な自治会運営を継続するために、複数年任期の方が良い場合があります。

自治会運営(基礎編)

複数年任期のメリットとしては、①途切れることなく活動を続けられる、②経験を積むことができ人材育成につながる、③前年の反省を踏まえた改善が可能、等が挙げられます。従来のしきたりにとらわれず、各自治会の実情に合わせて任期を設定することが大切です。

【参考:一般的な自治会の役員】

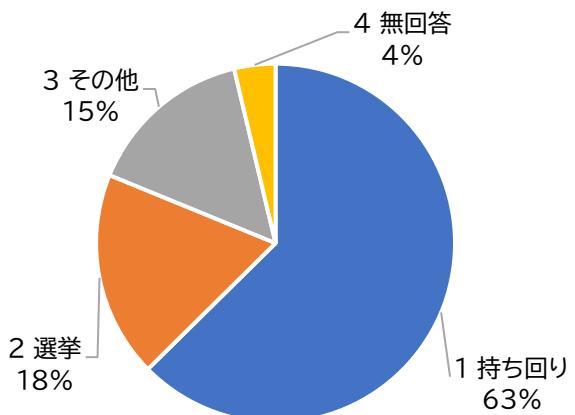
- 会長:自治会の代表者。会の意見をまとめて、自治会の運営についての方向性を示す。行政や第三者との対外的な交渉の責任者。
*自治会長に負担が集中しないよう役員相互で役割を分担するため、自治会長を補佐する役員を複数人配置しているところもあります。
- 副会長:会長の補佐。会長の負担軽減のため、時には会長の代理としての役割を務めます。
- 会計:会計書類の作成、通帳・資産台帳の管理を行います。
- 監事:会計や事業の実施状況をチェックします。
- 書記:会議や事業に関する記録、その他、事務全般などを受け持つ役割があります。また、書記という役職を設けずに、他の役員で分担している場合もあります。
- 班長:規模の大きな自治会では、会長一人で自治会全体を把握することは難しくなるので、自治会をいくつかの「班」に分けて班長を配置し、会長を補佐する体制を確立しているところもあります。
- その他:「防犯・防災」、「交通安全」、「環境」、「体育」、「子ども会」など、各分野の各種団体の役員を選任している場合があります。

参考 自治会長の選び方

(R7 自治会に関するアンケート結果より)

※その他…

話し合い、くじ引き、選考委員、
前会長の指名、お願い、推薦など



役員業務の引継ぎ

任期の満了等により、役員が代わる際には、後任者に担当する業務の内容や懸案事項等を必ず引継ぎましょう。任期中から引継ぐことを意識して、資料や記録のファイリング、パソコンへの電子データの保存を徹底しましょう。

基礎編

応用編

加入促進

自治会と福井市

補助金

電話帳

自治会運営(基礎編)



自治会運営の注意点



自治会では、規約や昔からの取り決めにより様々なルールを定めていますが、中には問題のある内容で運用されている場合もあります。

下記の事柄をお読みいただき、ご自身の自治会のルールを見直してみましょう。

① 自治会の入会・退会について

自治会は住民の皆さんで作る任意団体であり、入会・退会は自由である必要があります。本人が退会したいと言っているにも関わらず、退会を認めないことはできませんので、注意しましょう。

② 自治会区域内に不動産のみを所有する人からの会費等徴収について

自治会に加入していない人に会費の納入を強制することはできません。区域内に土地や建物など不動産のみを所有している人に会費の納入を依頼する場合は、趣旨を説明し本人の理解を十分得るようにしましょう。

③ 神社の社費や寄附金、募金等の徴収について

慣例上、自治会費に神社の社費や募金等を上乗せして徴収している場合がありますが、これらの社費や募金等の支払いは任意であり、強制的に徴収することは違法という判例があります。

そのため、自治会費と同時に集める必要がある場合には、自治会費とそれ以外が明確に分かるように会員に提示し、了解を得た上で徴収しなければなりません。

※自治会と宗教の関わり方については、7ページ参照

【募金の徴収方法(例)】

[方法①] 会費と別に募金を徴収する

募金は自分の意志で行うものなので、募金する意思を確認するため。

[方法②] 会費の中から募金を出す

会費と別に募金を徴収するのは、自治会の負担が増えるため。

ただし、この方法は個別に募金の意志を確認できないので、会員全員の承認を得ること。

[方法③] 会費の中から募金額の何割かを出し、残りを会費とは別に各戸を回り、徴収する

募金額の何割を会費から出すかは、役員会等で議論した後、会員全員の承認を得ること。

自治会運営(基礎編)



自治会運営に関するQ&A

Q1. 役員のなり手がいないのですが、どうしたらよいでしょうか？

A1. 近年、自治会も高齢化が進み、役員のなり手不足は大きな課題となっています。役員として無理なく活動するには、一定程度自治会内の経験を積んでいる必要があるため、最初は委員や班長などの役からはじめ、最終的に会長等に就任していくのが望ましいでしょう。会計→副会長→会長とステップアップしていく決まりを作るのも、一つの方法だと思います。

また、仕事をしている方でも役員を引き受けられるよう、自治会内のサポート体制をしっかりと整えておくことが重要です。今後を見据えて自治会内でよく協議しましょう。

Q2. 自治会から退会したいとの相談がありました。どのような対応が必要ですか？

A2. 自治会は地域の住民で構成する任意の団体であり、自治会への加入は強制されるものではありません。退会に対する嫌がらせなどは自由意志に対する不当な干渉としてトラブルの原因となります。自治会活動を説明するとともに、退会したい理由を聞くなど話し合いを重ねることが大切です。

また、退会の相談があった方に「自治会管理のごみステーションを利用させない」と言った場合、自治会脱退の自由を制限されたと言われ、法律に抵触する恐れがありますので、十分に注意してください。

※過去には裁判で、自治会からの退会について取り上げられた例も存在します。判決の中で、退会が自由であることが認められました。(最高裁平成17年04月26日判決)

Q3. 自治会活動に参加しない会員に対して不出金をとってもいいですか？

A3. 本来、自治会活動は自主的に参加するのですが、自治会活動に参加しない会員に対して不出金をとっている自治会もあるようです。組織や運営のルールは、自治会内で決めるのですが、本来、不出金は自治会活動への参加を促す目的で作ったルールであることが多いと思われます。一律の対応ではなく、活動に参加できない理由(けが、病気、勤務など)によっては不出金を免除するなど、柔軟に対応していくことが望ましいでしょう。

基礎編

応用編

加入促進

自治会と福井市

補助金

電話帳

自治会運営(基礎編)

Q4. 自治会長として手当をもらっていますが、確定申告は必要ですか？

A4. 自治会から手当をもらっている場合、手当は雑所得として所得税の確定申告の対象となります。確定申告を行う際は、他の収入と合わせて申告が必要となりますのでご注意ください。ただし、手当が費用弁償の積み重ねである場合は、この限りではありません。また、自治会長手当の中に交際費や慶弔費などを含めて支給されている場合は手当とは科目を分けていただくことも一つの方法です。

詳細については、福井税務署(0776-23-2690:自動音声案内に従って「2」を選択してください)にお問い合わせください。

Q5. 自治会と宗教の関わり方について教えてほしい。

A5. 自治会活動と特定の宗教活動とは、基本的には一線を画すべきと考えられています。従って、地域の神社の祭礼や神社の維持・修繕費用の寄付、宗教行事への参加等を自治会が強制的に割り当てるることは、各個人の宗教の自由を侵すことにもなりかねません。

しかし、地域のお祭りは伝統行事として歴史的文化的な価値を持っており、お祭りを通して地域の歴史を学び、親睦を深めていることも事実であり、地域の文化継承の面をもっています。宗教的な行事の部分を自治会から切り離しつつ、お祭りを維持していくことが必要です。また、自治会会計から神社の祭礼に寄付したり、祭礼の会計が自治会会計の中に組み込まれていたりすることは、自治会行事と宗教行事とを混同することになり、好ましいことではありません。

Q6. 事務の効率化や感染症対策などの観点から、書面等による決議は可能ですか？

A6. 構成員全員の承諾がある場合には、総会を開催せずに書面等による決議が可能です。

また、決議事項について、構成員全員の賛成の意思が確認できた場合には、当該合意をもって書面等による決議があつたものとみなされます。



自治会運営(基礎編)



ごみ出しに関するQ&A



〈担当:収集資源センター(南江守町2-1)☎35-0052〉

基礎編

Q1. 自治会未加入者に自治会のごみステーションの利用を制限できますか?

A1. ごみステーションの設置、維持管理は自治会にお願いしており、未加入者ごみステーションの利用は、各自治会の判断に任せております。

しかし、ごみの収集に関しては日々の生活に直結した事柄であるため、加入・未加入に関係なく、掃除当番など町内でルールを決めていただき、利用していただけるよう運営をお願いします。

応用編

Q2. ごみ袋に自治会名やマンション名は必ず記入しなければいけないのか?

A2. 福井市では排出したごみに責任を持つもらうために自治会名(マンション名)の記入をお願いしています。自治会などで名前を記入するなどのルールがある場合にはそれに従い、各自治会でごみの管理をお願いいたします。

加入促進

Q3. ごみステーションにごみが残されている時があるのはなぜですか?

A3. ごみが収集されない主な原因として、収集後に出された場合や指定された曜日以外の物が出された場合、分別が正しく行われていない場合、一袋の重さが5kg以上の物が出された場合等が考えられます。

ステーションに残されたごみの処理については、原則自治会で保管していただき、分別等の適切な処置をして、次回の収集日に出してもらうよう指導しています。

また、ごみを出した当事者や自治会長等から問い合わせがあった場合、丁寧に説明を行うとともに、必要があれば現地に赴いて残されたごみの確認を行い、違反事項があれば是正を促しています。

自治会と福井市

Q4. ごみステーションの移設または廃止はどのようにすればよいですか?

A4. ごみステーションの場所の変更には、申請が必要になります。

申請については、そのごみステーションの管理者(自治会:自治会長、共同住宅:管理会社等)が行います。

また、交差点などの危険な場所には設置できませんので、変更前に必ず収集資源センターにご相談ください。

※申請から開始までは2週間以上必要になりますのでご注意ください。

補助金

電話帳

自治会運営(基礎編)



個人情報の取扱い



個人情報とは、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものを指します。氏名だけでなく、住所や電話番号、自治会における役職等も、氏名とひもづけて管理している場合には個人情報になります。

自治会では、名簿の作成等により個人情報を取り扱うことがあります、個人情報の取り扱いが不適切であった場合、民事訴訟等に発展するケースが考えられますので、個人情報の保護には充分に留意してください。

個人情報の取扱いについて定めた個人情報保護法にて求められていること、自治会活動を行う上でどのように気をつければよいのかを、下記にまとめましたので参考にしてください。

【自治会名簿の作成】

■個人情報保護法で求められていること

- ・ 利用目的の特定…個人情報の取得前に、利用目的をあらかじめ特定する。
- ・ 利用目的の通知・公表…本人から書面で個人情報を取得する場合には本人にに対して利用目的を明示する。
- ・ 安全管理措置…集めた個人情報の漏えい防止のために、適切な措置を講じる。
- ・ 保有する個人情報の訂正等…集めた個人情報の内容に誤りがあった場合に、訂正するための手続きの方法等を本人の知り得る状態におき、請求に応じて訂正する。

■自治会が取るべき措置

- ・ 個人情報を集める際に「自治会名簿を作成し、名簿に掲載される会員に対して配布するため」と利用目的を特定する。
- ・ 個人情報を集める際に配布する用紙に、利用目的を記載する必要がある。また、収集する項目について、事前に総会等で会員の承認を得ることも重要である。
- ・ 個人情報は自治会の事務局において盗難・紛失等のないよう、適切に管理する必要がある。また、名簿の配布先の会員に対して、盗難や紛失、転売したりしないように注意を呼びかけることも重要。管理・運用方法をルールとして定めておくとよい。
- ・ 個人情報を集める際に配布する用紙に、訂正等に関する問い合わせ先等を記載し、本人から内容の訂正を求められたら、適切に対応しなければならない。

自治会運営(基礎編)

【個人情報を第三者に提供するとき】

■個人情報保護法で求められていること

- ・ 本人以外の者に個人情報を提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。次のような場合は、同意を得なくても提供できる。①法令に基づく場合、②人の生命、財産を守る場合、③委託先に提供する場合
- ・ 提供先などを記録し一定期間保管しなければならない。
- ・ 個人情報を委託先に提供する場合には、適切な監督を行う。

■自治会が取るべき措置

- ・ 「名簿に掲載されている会員に対して配布するため」と伝え、任意で個人情報を提出してもらうことにより、同意を得る。また、次の場合は同意を得ずに、名簿を提供できる。①警察からの照会、②災害発生時の安否確認、③会員名簿の印刷を委託する業者に名簿を提供する場合
- ・ 配布先の会員名等が記載されている名簿を一定期間保管する必要がある。
- ・ 名簿の印刷を業者に委託する場合、委託先をしっかりと選定し、個人情報の適切な管理を実施することについて確認する必要がある。また、個人情報が適切に取り扱われているか、委託先に状況を口頭等で確認することも大切である。

基礎編

応用編

加入促進

自治会と福井市

補助金

電話帳



自治会運営(基礎編)



個人情報の取扱いに関するQ&A

Q1. 自治会において個人情報の取扱いに関するルールを定めることは必須でしょうか?

A1. 個人情報保護法上の義務ではありませんが、国のガイドラインでは作成することが求められています。本市としても、ルールを定めることで、自治会内部での取扱いが明確になり、会員の方も安心して個人情報を提供いただけることになると考えるため、ルールに定めることを推奨しています。

Q2. 同意は口頭での確認でよいのですか、それとも書面等が必要ですか?

A2. 口頭でも構いませんが、その場合は、日時や相手方(本人、親権者等)等、記録を取っておくことを推奨します。また、本人の判断能力が不十分である場合は、親権者や法定代理人等から同意を得ることも差し支えありません。

Q3. 名簿の掲載に本人の同意が得られない場合はどうしたらよいでしょうか?

A3. 近年、個人情報に対する意識の高まりから、名簿の掲載に同意が得られない場合もありますが、名簿は、

①近隣の方同士が連絡を取れるようにしておくことで、火災発生時や行方不明者の捜索に役立つ可能性があること

②収集した個人情報はルールに基づき適正に管理するため、安心して情報を提供いただきたいこと

を説明することが大切です。

ただし、こうした趣旨を十分に説明しても、同意が得られない場合は、名簿に掲載することはできません。一部の項目のみ同意が得られた場合は、その項目だけ載せるなどの対応をしましょう。

Q4. 個人情報を紛失した場合、どのように対応すればよいでしょうか?

A4. あらかじめ、自治会内で定めたルールに従って対応することが必要と考えられます。

具体的には、責任者への連絡、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の措置を講じることが挙げられます。

なお、行政からの依頼により取りまとめている個人情報について紛失が発生した場合は、まずは依頼元の所管課等へご連絡いただきますようお願いします。

自治会運営(応用編)



自治会の合併

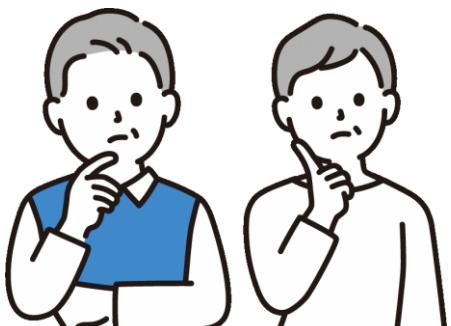
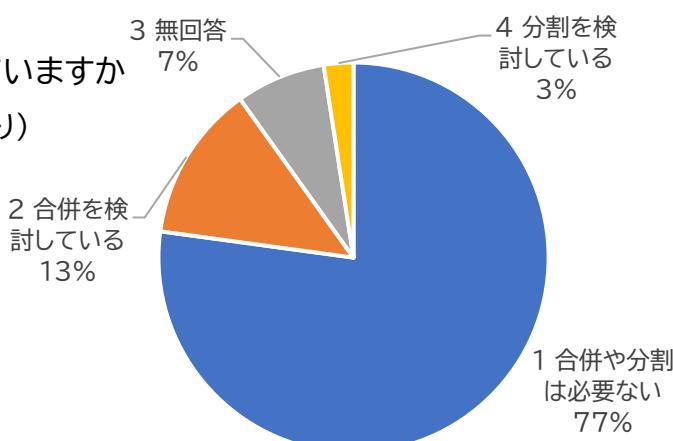
自治会を取り巻く環境は時代とともに変化していきます。環境に対応していくために、自治会の合併による組織基盤強化を図る必要が生じることもあります。

自治会の世帯数が増えれば、役員のなり手・会費が増えることになり、体制を整えることができます。しかし、近隣同士の自治会といえども、それぞれの成り立ちや活動の歴史があるため、自治会同士が話し合いを重ねることが重要です。次の事項を参考に、十分協議をしてください。

- 自治会合併を進める目安 ⇒ 会員数が20世帯以下の自治会
(自治会合併にかかる補助金制度もあります。(33ページ参照))
- 自治会合併に向け、必要な取組の一例
 - ① 自治会の実情を把握(アンケート調査等)し、隣接する自治会と事前協議を行う。
 - ② 自治会合併協議会等を発足させ、課題を協議する。
【予想される協議事項】
 - ・自治会の区域、名称、組織、規約、会員、会費、役員、事業計画、予算、合併期日
 - ・合併した際の財産(集会所や備品、預金等)の取り扱い
 - ③ それぞれの自治会の総会で、合併に対する承認を得る。

参考 自治会の合併や分割を検討していますか

(R7 自治会に関するアンケート結果より)



基礎編

応用編

加入促進

自治会と福井市

補助金

電話帳

自治会運営(応用編)



自治会活動のデジタル化



スマートフォンやパソコンが普及した今日、自治会活動においてもデジタルを取り入れる動きが加速しており、本市では令和8年1月より、電子回覧板「タウンデジボ」を市内全域で導入しました。

○自治会活動にタウンデジボを活用するメリット

①回覧板からスマホへ

- ・自治会からのお知らせが直接配信されるので、情報が届くまでの時間差が生じません。
- ・過去に配信されたお知らせも残るため、チェック漏れがなくなります。
- ・必要な情報がいつでも、どこでも確認できます。
- ・市や地区からのお知らせも同じアプリ内で見ることができます。



②出欠集計等の負担軽減に

- ・アンケート機能で、各種行事の出欠確認、集計が簡単にできます。
- ・イベント前日の再確認の連絡で参加率向上が期待できます。
- ・訴報等の緊急連絡もすぐに配信できます。



③工夫次第で更なる負担軽減に

- ・既読確認やアンケート機能で災害時の安否確認ツールの1つに。
(ただし、電波障害発生時は使用できません。)
- ・タウンデジボ登録世帯が増え、会員からの申し出があれば
紙の配布・回覧部数を減らすことが可能です。



※タウンデジボに関しては、以下の各ホームページをご覧ください。

○タウンデジボの詳細
(福井市 HP)



(市HP)ホームページ><くらし><まちづくり><住民自治>
電子回覧板「タウンデジボ」の運用を順次開始します！

○タウンデジボの使い方
(株)永和システム
マネジメント HP)



<https://sakinokoto.esm.co.jp/town-digibo/support>

自治会運営(応用編)



認可地縁団体

認可地縁団体は、自治会や町内会といった「地縁による団体」が市町村長の認可を受けて法人格を取得した団体のことです。本来、不動産等を自治会名義で所有することはできませんが、法人格を取得することにより不動産等を認可地縁団体名義で所有し、登記等ができるようになります。

認可を受けるためには、団体としてある一定の要件※を満たしていなければならず、規約の見直しや、構成員の名簿の提出が必要です。詳しくは、地域振興課(☎20-5230)までお問い合わせください。

※地縁団体の認可の要件

- ① 地縁による団体の存する区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現に活動を行っていると認められること。
- ② 地縁による団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。この区域は、当該団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならないこと。
- ③ 地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数が現に構成員となっていること。
- ④ 規約を定めていること。この規約には目的、名称、区域、主たる事務所の所在地、構成員の資格に関する事項、代表者に関する事項、会議に関する事項、資産に関する事項が定められていなければならないこと。

告示事項変更届について

認可地縁団体が認可される際には、市長名で告示をします。この告示事項に変更が生じた場合には、告示事項変更届を市に提出することとなっています。

告示事項のうち、自治会長の交代に伴い変更が生じるものは、「主たる事務所※」及び「代表者の氏名及び住所」です。

そのため、認可地縁団体は、自治会長交代時期に告示事項変更届を提出する必要があることから、市では例年12月頃に告示事項変更届を各認可地縁団体に送付しており、締切を2月末と案内しています。

※主たる事務所

「主たる事務所」は、認可地縁団体の事務所の住所のことです。

認可地縁団体の規約により、①「集会所等に固定」か②「代表者の住所」のいずれかの定めになっています。

①の場合は代表者の交代があっても「主たる事務所」の変更は生じませんが、②の場合は代表者の交代の度に変更が生じます。

基礎編

応用編

加入促進

自治会と福井市

補助金

電話帳

自治会運営(応用編)

規約変更認可申請について

認可地縁団体の規約(会則)の内容・文言を変更する場合には、総会での議決を経て、市長の認可を受ける必要があります。変更の認可を受けなければ、総会の議決を経ても、規約変更は有効とはなりませんので、ご注意ください。

総会での議決後、以下の書類を速やかに地域振興課までご提出ください。

【提出書類】

- (1) 規約変更認可申請書
- (2) 規約の変更内容及び理由を記載した書類(新旧規約、議案書等)
- (3) 規約変更を総会で議決したことを証する書類(議事録等)

なお、規約の変更内容が、名称・目的・区域・主たる事務所・解散の事由等の告示事項に該当する場合は、別途「告示事項変更届出書」の提出が必要となります。

認可地縁団体証明書及び印鑑登録証明書の発行について

認可地縁団体として様々な手続きをする上で、認可地縁団体の証明書や印鑑登録証明書が必要になる場面があります。必要とされる方は、地域振興課で発行しますので、下記書類を準備し、ご申請ください。

【認可地縁団体証明書】

- ・証明書交付請求書

【印鑑登録証明書】

- ・認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書
- ・代理人選任届

※認可地縁団体の代表者(自治会長)以外の方が申請する場合には、代理人選任届が必要です。

印鑑登録証明書を発行するためには、あらかじめ認可地縁団体の印鑑を登録する必要があります。登録を希望される認可地縁団体は、地域振興課(☎20-5230)までご連絡ください。

認可地縁団体に関する申請書等はこちらからダウンロードできます。→
(市HP)ホーム><らし>まちづくり>住民自治>地縁団体の法人化



加入促進



自治会への加入促進

自治会への加入は個人の意思に基づくもので、任意に決めることができます。平成17年4月の最高裁判決でも「自治会は法律で加入を強制される組織でなく、住民の自主的な意思でつくられる任意団体である」と判断されております。

社会的基盤が整備された今日では、無理に隣人との助け合いの関係を持たなくとも、大きな支障なく日常生活を送ることができる場合が多いでしょう。

しかし、人々が集まって生活する限り、相互の関係を避けることはできないため、普段から隣人や地域の方と交流し、住みよいまちを作るために、自治会について理解を深めた上で、多くの人に自治会に加入していただきたいと考えています。

また、自治会は事業所や商店も加入の対象とすることができますが、個人の場合と同じように強制することはできません。

事業所や商店との関係では、自治会員とはせずに祭りやイベント等に対する寄付金やごみステーションの利用負担金をお願いしている事例等があります。

いずれにしても、コミュニケーションを図り、お互いの立場を理解した上で、自治会への加入や協力を呼びかけることが大切です。



自治会加入のオンライン申請



自治会への加入方法が分からぬとの声を受けて、本市では令和7年11月から自治会加入のオンライン申請の受付を開始しました。

申請フォームのQRコードは、加入促進チラシ(17ページ参照)や本市への転入者向けチラシに掲載しております。

申請がありましたら、市から該当する自治会長へ申請者の氏名・住所・連絡先をお伝えしますので、活動内容や会費等の説明と加入手続きについてご連絡をお願いします。

基礎編

応用編

加入促進

自治会と福井市

補助金

電話帳

加入促進



加入啓発の取組方法

防災・防犯への危機意識の高まりや、高齢者の見守りなど、地域における自治会の意義や必要性は今日でも変わることはありません。

一方、生活形態の変化や近隣とのつながりの希薄化から、全国的に自治会加入率が低下しており、地域コミュニティの機能維持・活性化が課題となっています。

自治会の地域活動が効果的なものとなり、住みよいまちづくりを一層推進していくためには、区域内の一部の住民だけではなく、全世帯が加入していることが理想となります。

効果的な加入啓発には、以下のことが有効であると考えられます。

- 自治会活動の必要性や活動内容、加入するメリットについて、できるだけ具体的に説明して理解を求ること。
- 自治会費やその他の負担金、ごみステーションの当番制による維持管理など、自治会員としての負担についても説明すること。
- 自治会の活動内容を説明する「加入促進チラシ」などを活用すること。

次ページから戸別訪問を中心とした加入啓発の取り組み方の一例をまとめましたので、各自治会の参考としていただき、加入促進に取り組んでいただきますようお願いします。

【加入促進チラシ】

災害時
行政の助けが届くまでは
あなたの家族を守るのは
ご近所の助け合いです。

イラスト: 伊藤ゆか

スマホで簡単! オンライン申請

QRコード

申込みフォーム

加入を考えている方は左の
申込みフォームより、まずは
申込みをお願いします。

福井市自治会連合会
福井市地域振興課

協力
大阪大学

自治会って何をしているの? あなたが

地域の行事と一緒に作っていく
防犯灯
安心・清潔にゴミ捨てできる環境づくり
初めて会う
地域で初めて会う
ご近所さん多かったね
やってみよう! オンライン申請

STEP①
QRコード
オンライン申請フォーム
<https://shinsei-e-fukui.lg.jp/SectJuminWeb/EntryForm?id=visitkl>

STEP②
必要事項を記入する
申し込みはwebで完結!
あとは自治会長さんから連絡がきて加入するよ!

QRコードを読み込む

【問い合わせ先】 福井市地域振興課
福井市大手 3-10-1
TEL:0776-20-5230

加入促進

1. 調査

住宅地図等を参考に自治会区域の範囲を確認し、区域内の未加入世帯を調査します。

区域図上の未加入世帯宅に特徴（転入後間もない、若年層である、高齢者一人暮らし等）を書き込み、実態を把握しましょう。

※市から加入促進のポスター・チラシを提供することも可能です。

地域振興課（☎20-5230）までご連絡ください。

2. 共有

なぜ加入啓発を行うのか、自治会、加入者双方のメリットを確認し、会員間で認識を共有しましょう。活動内容や会費、ごみ当番表等の自治会情報を再確認しておきましょう。

メリットの例を掲載しますので参考にしてください。



自治会側のメリット

「活動力強化」

住民全体で防犯や防災、環境美化等、地域課題解決のための活動を推進できます。また、会員増により役割を分担でき、役員の負担が軽減され、円滑に自治会を運営できます。

「財政力強化」

加入者増に伴い会費が増えれば、活動の強化を図ることができます。お祭りや除雪活動を継続的に行うためには、会費の積み立てが必要となります。計画的な金額の積み立てには、会員数が多い方が有利です。

「地域内のつながり強化」

住民同士の絆が深まることで、地域の団結力が高まります。安心して住み続けることができるまちづくりが進みます。



加入者側のメリット

「課題への対応」

自治会に加入することにより、「災害時における救援救護」や「子育て」、「高齢者福祉」等の課題に関して、助け合うことができます。

「生活の充実」

定期的に行政や地域の情報を得ることができ、近隣住民とのふれあいが生まれます。顔見知りが増えることは地域における安心感につながります。

基礎編

応用編

加入促進

自治会と福井市

補助金

電話帳

加入促進

3. 訪問準備

○加入啓発文書の作成

自治会加入のメリットや活動内容等を記載した勧誘文書を作成しましょう。加入啓発文書には問い合わせ先を記入し、連絡が取れるようにします。

※文書作成にあたっては、「自治会加入促進パンフレット」をぜひご活用ください。

こちらからダウンロードできます。▶▶

(市HP)ホーム>くらし>まちづくり>住民自治>自治会長のページ



○説明資料の準備

- ・ 加入啓発文書
- ・ 自治会の総会資料(会則、事業計画、予算、役員名簿等)
- ・ 自治会区域図(ごみステーションの場所等が分かるもの)
- ・ その他自治会活動がわかる資料(写真、チラシ等)

○分担・人数決め

世帯へ訪問するときは、複数人で行くとよいでしょう。また、グループをいくつか作り、訪問先を分担して実施すると効率的です。

男性だけではなく女性も一緒に訪問し、女性の視点から自治会加入のメリット等をお伝えすることも効果的です。



加入促進

4. 訪問

○初回訪問

初回訪問時には、活動内容や会費のことを簡単に説明し、詳しいことは総会資料や規約(会則)を渡して読んでおいてもらいましょう。

概ね1週間後くらいに再訪問できるとよいでしょう。

○2回目訪問

加入について検討した結果を聞きます。加入の意思がある場合には、会費の徴収方法などについても話をするとよいでしょう。

加入を決めかねている場合には、どのような点に疑問を抱いているのか(会費の使い方、活動内容や回数等)を聞き取り、丁寧に回答しましょう。

24ページに「加入啓発訪問時の回答例」がありますので、参考にしてください。

初回訪問時の話し方(例)

「私たちは、○○自治会の役員です。本日は、私たちの自治会に加入していただきたいと思って、訪問しました。

自治会では、防犯灯の設置やごみステーションの維持管理、防災訓練等の自治会活動を通して、安全・安心で住みよいまちづくりに取り組んでいます。

●●さんにも、私たちの自治会に加入していただき、一緒に自治会活動にご協力していただきたいと考えていますので、加入をご検討ください。

参考に自治会の資料を持参いたしましたので、ご確認いただければと思います。

後日改めて加入の意思をお伺いに上がりますのでよろしくお願いします。」

基礎編

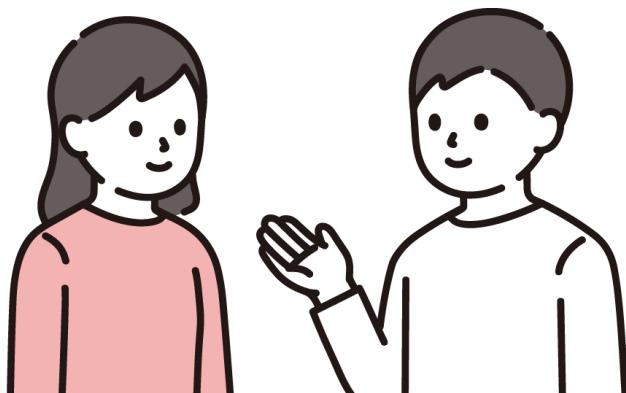
応用編

加入促進

自治会と福井市

補助金

電話帳



加入促進



集合住宅への加入啓発

アパート・マンション等世帯への加入啓発も、基本的には戸建て世帯への加入啓発の方に準じますが、訪問前に管理形態について把握しておくことが重要です。

○分譲マンション

分譲マンションには、区分所有者で構成される管理組合が存在します。マンション管理会社が管理組合の支援を行っている場合が多いため、まず管理会社に自治会として加入啓発を実施したいという意向を伝えて、それから管理組合に話をつないでもらうとよいでしょう。

管理組合の代表者と加入啓発の方法について話し合い、戸別訪問や説明会を計画し、加入啓発を実施します。戸別訪問の際は、管理組合の役員等居住者と面識がある方に同席していただくと、居住者が前向きに話を聞いてくれる可能性が高まります。

○賃貸マンション・アパート

まず、オーナー（所有者）に自治会加入啓発を実施したいという意向を伝えましょう。建設中のアパート等については、早めにオーナーと接触し、入居契約時の自治会加入に協力をお願いしておくと、多くの世帯の加入につながります。

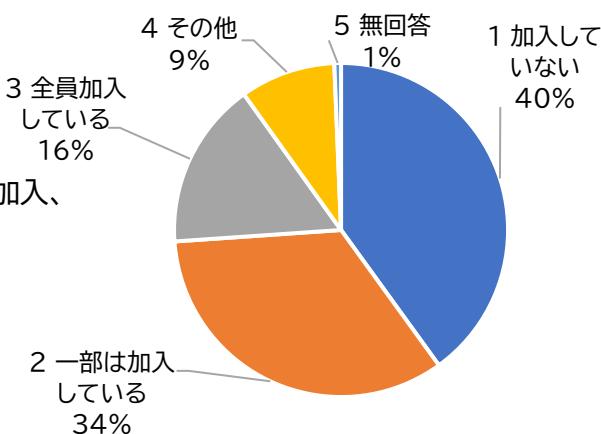
賃貸アパート等の場合は、入居者に単身者が比較的多く、転出入も頻繁なため、自治会加入を敬遠する方もいらっしゃいます。丁寧に説明し、理解を得ていきましょう。

参考 集合住宅の入居者は自治会に加入していますか

（R7 自治会に関するアンケート結果より）

※その他…

管理会社・家主が加入、管理会社が一括加入、
会費を安くして加入、準会員扱い など



加入促進



外国人世帯への加入啓発

外国人世帯に対して自治会への加入を勧める際は、「自治会への加入のおすすめ（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・ベトナム語）」をご活用ください。

こちらからダウンロードできます。▶▶

(市HP)ホーム>くらし>まちづくり>住民自治>自治会長のページ



▼自治会への加入のおすすめ(例:英語版)

Jichikai (Residents' Association) Entry Recommended

Each district in Japan has a local organization called Jichikai, Residents' Association. This association is involved in organizing community events, district cleaning, snow removal, and mutual cooperation among residents in the case of disaster, etc. The Jichikai's name has to be shown on specified garbage bags when you dispose of garbage/trash. In addition, Fukui City Hall distributes newsletters as well as a variety of information for its residents through all Jichikais. Entering your district's Jichikai is important for you to live safely in your community and to get along with neighbors. We highly recommend you to join the Jichikai in your district.

_____ Name of Jichikai (Residents Association)

_____ Chair person

_____ Contact number

☆Inquiry: Regional Promotion Division, Fukui City TEL: 0776-20-5230

基礎編

応用編

加入促進

自治会と福井市

補助金

電話帳

※訪問以外の加入啓発方法

訪問による加入啓発の取組を紹介しましたが、他にも以下のような取組が考えられます。

■加入促進チラシ・パンフレットを作成し、未加入世帯に配布する。

(市からの提供も可能ですので、地域振興課(☎20-5230)までご連絡ください。)

■自治会加入のポスター・お知らせを掲示板に貼る。

■転入・転居の多い時期に自治会のPRを行う。(3月、4月)

■お祭りや納涼祭等のイベント開催時に加入を呼びかける。

■マンション・アパートの建設前から、開発業者や管理者に対し、自治会の設立または近隣自治会への加入促進の協力を願う。

このほか、地域や自治会の状況により様々な加入啓発方法が考えられます。

加入促進



外国人とのコミュニケーションの取り方

まずは、「やさしい日本語」を使ってみましょう。「やさしい日本語」とは、難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のことです。日本に住んでいる外国人であれば、日本語を勉強している場合は少なくありません。簡潔に、わかりやすい日本語でコミュニケーションをとってみてください。

また、近年、技術の発達などにより、スマートフォンを使ってコミュニケーションが取れるようになりました。翻訳アプリ等をうまく活用して、区域内にお住まいの外国の方ともコミュニケーションを図り、地域活動に参加してもらいましょう。

<https://voicetra.nict.go.jp/>



▼VoiceTra の使い方

サポートページはこちら ➤➤➤

VoiceTra は、総務省が所轄する NICT(国立研究開発法人情報通信研究機構)が開発した、スマートフォン用の多言語音声翻訳アプリです。日本語や英語、韓国語、中国語など、一部言語の方言を含む31言語間の翻訳が可能となっています。

VoiceTra を使用するには、お手持ちのスマートフォンの「Google Play」または「App Store」からアプリのダウンロード(無料)が必要となります。

アプリを立ち上げ、マイクボタンをタップし、話しかけることで選択した相手言語に翻訳することができます。翻訳先や翻訳元となる相手言語は長押しすることで変更が可能です。また、相手言語に翻訳した内容を再翻訳する機能もあり、伝えたい情報が正しく翻訳されているかを確認することができます。

▼Google アシスタントの使い方

Android スマートフォンには、Google アシスタントが組み込まれているのでアプリのダウンロードは不要で使うことができます。

「OK、グーグル。○○語の通訳になって」と話しかけて、会話している相手に携帯電話を向けるだけで、相手(もしくは自分)が話した内容が翻訳され、どちらかが話したタイミングで翻訳が開始されます。このやり取りは、一般的な会話のような速度で行うことは難しいので、なるべく短い会話や、ゆっくり、明瞭に話すなど工夫しましょう。

▼iPhone 翻訳アプリの使い方

iPhone には翻訳アプリが搭載されています。アプリを起動し、「会話」を選び、言語を変更(日本語と相手の言語)し、マイクボタンをタップして話しかけることで会話の翻訳ができます。

加入促進



加入啓発訪問時の回答例

基礎編

応用編

加入促進

自治会と福井市

補助金

電話帳

Q1. 自治会は強制加入ですか？

A1. 自治会への加入は強制ではありません。あくまで任意加入の組織ですが、地域のごみステーションの維持管理や防犯灯の設置管理は自治会が行っており、防災・防犯等生活に密着した問題には、会員相互の協力が不可欠です。是非、自治会に加入していただき、一緒に住みよいまちづくりを行いましょう。

Q2. 自治会に加入すると何かメリットはありますか？

A2. 自治会活動を通して住民相互の親睦を図ることで、顔の見えるご近所付き合いができる、防災・防犯上のみならず、日常生活においても安心感をもたらしてくれます。また、広報ふくい等の行政からの情報や公民館だより等の地域の情報は自治会を通じて配布・回覧されますので、各種生活情報や身近なイベントの情報を得ることができます。さらに、道路や側溝の改善等、日常生活上の環境整備は自治会が取りまとめて行政との連絡調整を行うことから、要望等があれば相談に乗ることができます。

Q3. ここは借家ですから長くは住みませんが、加入すべきですか？

A3. ここにおられる期間だけでも隣近所の方と仲良くしていただきたいと思います。災害はいつ発生するかわかりませんので、「いざ」という時に助け合える関係を築きましょう。

Q4. 単身で帰りも遅く留守がちで、役員はできないと思いますが・・・

A4. 自治会は様々な年齢や職業の住民で構成されています。役員の件については、世帯の事情に合わせて個別に相談に乗りたいと思います。

Q5. 活動にはすべて参加しないといけませんか？

A5. 全員の参加が理想ですが、現実には難しいと思いますのでご都合のつく方の参加をお願いしています。

Q6. 一人暮らしで少ない年金で生活しています。会費を減額してもらえませんか？

A6. ご意見があったことについて、自治会内で検討してみます。

※自治会によっては年齢や一人暮らし等の世帯状況で会費を減額している例もあります。

上記のような要望があれば、一つの機会と捉え、自治会内で話し合うとよいでしょう。

自治会と福井市



自治会と福井市の関係

自治会は、地域の様々な課題を解決するために、その地域に住む人々により組織された任意の団体であり、行政と対等な立場で互いに連携・協働しながらまちづくりを行っている地域独自の組織です。

自治会から市に対しては、道路照明の設置、道路・河川の整備などの要望や市政に対するご意見等をいただいております。

逆に、市から自治会に対しては、広報ふくいなどの広報物の配布・回覧や防災情報の伝達など、円滑な行政運営にかかる業務をお願いしています。

なお、自治会内でのトラブルについて、市が自治会の活動内容にまで立ち入って指導することは、活動の自主性や自立性を阻害することになるため、原則いたしません。

自治会内で十分協議し、解決を図っていただきますようお願いします。



行政嘱託員〈担当:地域振興課(本館3階)☎20-5230〉

市政の円滑な運営と市民との連絡調整を図るとともに、市民協働のまちづくりを推進するため、自治会の代表者に自治会内での連絡調整役を担う行政嘱託員をお願いしています。
(主な業務)

- 行政事務を円滑に実施するための地域住民への協力依頼や意見の取りまとめ等
- 広報ふくい及び行政からのお知らせチラシ等の配布・回覧

※市HPに配布・回覧文書のデータを掲載しております。「調べる」→「配布・回覧文書」

- 市から要請があった場合における被災状況等の調査
- 共同募金などに関すること

○報償金について

行政嘱託員個人に、委嘱業務の実施に対する報償金を毎年12月末頃に支給します。

この報償金は、広報ふくいの配布など行政嘱託員の業務に対する報償であり、自治会長としての役割に対するものではありません。なお、管轄税務署からの指導に基づき、所得税の源泉徴収(約3%)を行います。

※行政嘱託員報償金の算出方法

世帯割(受持ち世帯数×1,000円) + 均等割(1,000円)

自治会と福井市

○自治会長と行政嘱託員の違い

	自治会長	行政嘱託員
立場	自治会の代表者	自治会内での連絡調整役
選出	自治会のルールに基づき選出	自治会内から1名任意に選出
市からの報酬	なし	あり(報償金)
市からの委嘱	なし	あり
業務	・自治会の代表として、各種申請の取りまとめ・提出など	・地域住民への協力依頼や意見の取りまとめ ・広報ふくい及び行政からのお知らせチラシ等の配布・回覧 ・市から要請があった場合における被災状況等の調査 ・共同募金等に関すること

※行政嘱託員が委嘱業務を受け持つ世帯は、各自治会区域内にある世帯です。

自治会加入世帯に限りませんのでご注意ください。

○行政嘱託員報告書について

毎年11月中旬に次期行政嘱託員の報告書類を自治会長あてに配布しております。書類が届きましたら、次期行政嘱託員を務める方にお渡しいただき、1月初旬の提出期限までに公民館へ提出くださいますようお願いします。

【提出書類】

- (1) 福井市行政嘱託員報告書
- (2) 行政嘱託員報償金振込口座報告書
- (3) 行政嘱託員マイナンバー報告書

※(2)と(3)は、個人情報保護のため、封入用封筒に入れて提出してください。

※(3)について、前年に引き続き行政嘱託員を務める場合は提出不要です。

基礎編

応用編

加入促進

自治会と福井市

補助金

電話帳



自治会と福井市



行政嘱託員に関するQ&A

Q1. 行政嘱託員に報償金が支払われるということですが、どのような性質のものですか。

A1. 本市では各自治会に1名の行政嘱託員を委嘱しています。報償金は、自治会に対するものではなく、行政嘱託員個人に対する給与扱いとなりますので、使途は自由です。

なお、所得税の確定申告を行う際は、他の収入と合わせて給与所得として申告が必要となりますのでご注意ください。

副業が禁止されている方や、医療費の一部負担割合に変更が生じるおそれがある方等で、報償金の受取りを辞退する場合は、行政嘱託員報告書にその旨をご記入ください。

Q2. 行政嘱託員として委嘱を受けると、選挙運動をした場合に違法となるのでしょうか。

A2. 自治会の代表者として、一般の個人よりも慎重であるべきと考えますが、自治会長個人として特定の候補者を応援する等の選挙運動を行うことは問題ありません。

ただし、例えば、広報ふくい等の市からの文書を配布することは、行政嘱託員への委嘱業務であり、その際に特定候補者への投票を促すことは、市からの依頼であると取られるおそれがあるため、差し控えてください。

選挙の際には、自治会長に対して候補者や支援者から様々な依頼があるようです。ご不安な点やご不明な点がございましたら、市選挙管理委員会事務局（☎20-5545）までお問い合わせください。

Q3. 区域内の自治会未加入世帯から広報物の配布をお願いされたが、どうすればいいか。

A3. 自治会未加入世帯であっても、希望があれば広報物の配布等に配慮くださいますよう、よろしくお願ひします。

Q4. 行政嘱託員報告書の「情報提供同意の有無」とは何でしょうか。

A4. 個人や業者等から市に申請があったとき、情報提供の同意をいただければ、次のいずれかに該当する場合に限り、行政嘱託員の情報（氏名・住所・連絡先）をお伝えします。

- ・自治会への加入又は退会に関する問い合わせ
- ・ごみ集積所の使用や設置に関する問い合わせ
- ・市等の公的書類への許可や同意に関する問い合わせ
- ・道路や建築物の工事に際し、事前許可や説明に関する問い合わせ
- ・土地の境界確認の立ち合いや、法定外公共物の占用申請に関する問い合わせ

自治会と福井市



青少年育成推進員の推薦

〈担当:こども育成課(別館2階)20-5566〉

青少年育成福井市民会議(以下「市民会議」とします。)では、公民館区を単位とした49支部の各地域に根ざした青少年育成活動を推進するため、自治会ごとに青少年育成推進員の選任をお願いしております。

青少年育成推進員は、各自治会長からご推薦いただき、市長と市民会議会長の連名で委嘱しております。

(主な業務)

- 「地域のこどもは地域で守り育てる」という意識を高めるための啓発活動
- 地域に根ざした青少年健全育成活動の推進
 - ・市民会議(支部)が実施する行事等への参加
 - ・見守り活動の推進

※青少年育成推進員は、ボランティアとして活動をお願いするものです。自治会員が少ないなど、推進員の選出が困難な場合は協議させていただきます。

基礎編

応用編

加入促進

自治会と福井市



避難行動要支援者避難支援制度

〈担当:危機管理課(別館5階)20-5234〉

福井市避難支援プランは、高齢者や障がいがある方など、災害時の避難に支援を必要とする方の中で、地域への情報提供に同意いただいた方の名簿(避難行動要支援者名簿)を市が作成し、その情報を地域に提供することで、平常時の見守り活動や災害時の支援体制づくり(個別避難計画の作成等)に役立てる制度です。

名簿は、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉委員などの関係者に年2回(4月頃、10月頃)配付します。

(主な業務)

- 避難行動要支援者名簿の保管、引継ぎ
- 名簿に記載された避難行動要支援者に対する声掛け、個別避難計画作成の検討
- 自治会内で名簿へ記載した方が良いと思う対象者への制度案内 等

※この制度は自治会が災害時に必ずしも避難行動要支援者の救助をしなければならないという責任を負うものではありません。地域全体で避難行動要支援者の避難を支援していくためのものです。

補助金

電話帳

自治会と福井市



災害ボランティアセンターへの協力

〈担当:市民協働・ボランティア推進課(中央1丁目2-1ハピリン4階)20-5107〉

大規模災害が発生した場合、災害ボランティアの協力が速やかな復旧・復興の大きな力となります。

福井市災害ボランティアセンターが設置された際は、地域で円滑に災害ボランティア活動が行えるよう、下記についてご協力お願いします。

(主な業務)

■被災者への災害ボランティアセンターの周知

・災害ボランティアがお手伝いできることを記載したチラシの配布等

■ボランティアを必要とされる方への協力

・被災された方が直接ボランティアを依頼できない場合の代理依頼

■案内・被災地域の情報提供

・ボランティア受け入れの際の現地案内(必要に応じて)

・通行止め箇所や車両駐車場所などの情報の提供



福井市公式 LINE

友だち登録はこちら ➡



〈担当:広報プロモーション課(本館中2階)20-5257〉

本市の公式 LINE 登録で、最新の市のイベント情報などを確認することができます。

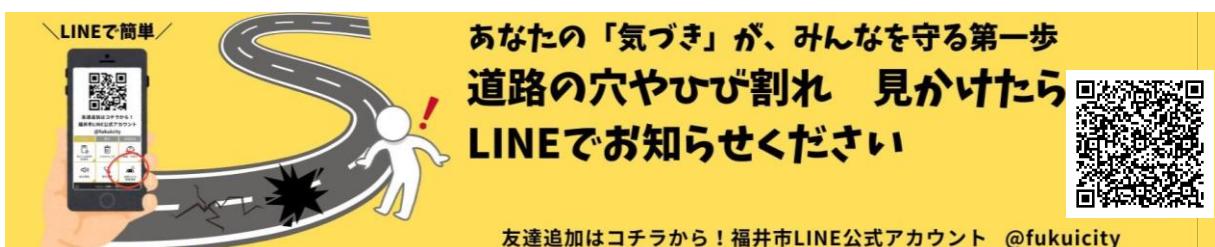


道路等の損傷通報



〈担当:監理課(本館4階)20-5555〉

本市の公式 LINE に友だち登録することで、本市の管理する道路等の破損(陥没・ひび割れ・街灯切れ・ガードレール破損など)の通報ができます。



補助金

(※R7年度の内容です。R8年度については各ホームページをご覧ください。)



防犯灯

〈担当:地域振興課(本館3階)☎20-5230〉



基礎編

I. 防犯灯設置補助金

(市HP)ホーム>市政情報>助成・補助>暮らし>防犯灯設置補助について >>>

自治会がLED防犯灯を設置する場合、自治会からの申請に基づき補助金を交付します。

■補助金額(上限)

- | | |
|--------------------------|--------------|
| ◆新設…LED防犯灯を新たに設置する場合 | 1灯につき 7,000円 |
| ◆取替…蛍光灯等からLED防犯灯に取り替える場合 | 1灯につき 7,000円 |
| ◆更新…既存のLED防犯灯を取り替える場合 | 1灯につき 3,500円 |

■申請時提出書類

- ① 交付申請書(様式第1号)
- ② 設置場所付近の見取図
- ③ 設置前の防犯灯の写真 (新設の場合は設置前の電柱の写真のみ)
- ④ 見積書(写しでも可)
- ⑤ 設置する防犯灯がLED防犯灯であることを証する書類(例:カタログ等)

※必ず工事着工前に申請してください。

※申請時の提出書類は、オンラインによる提出がオススメです。

申請フォームはこちら >>>



応用編

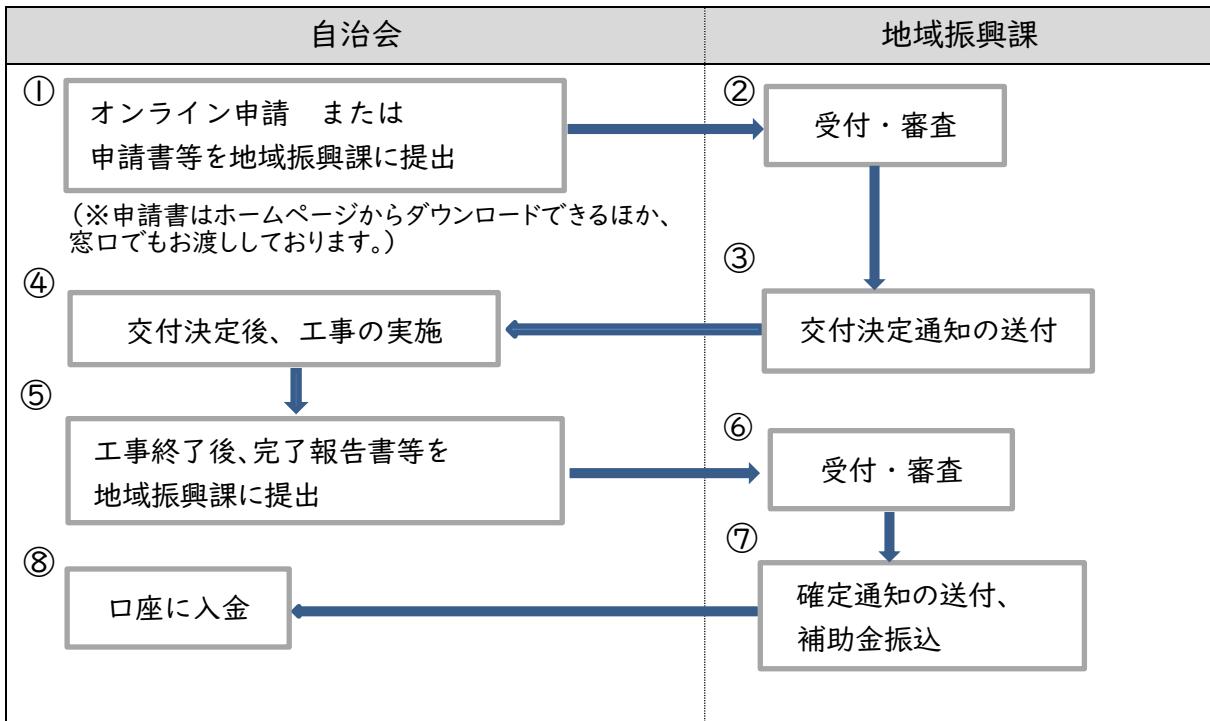
加入促進

自治会と福井市

補助金

電話帳

■申請から入金までの流れ



補助金

(※R7年度の内容です。R8年度については各ホームページをご覧ください。)

2. 防犯灯電気料補助金



(市HP)ホーム>市政情報>助成・補助>くらし>公衆街路灯(防犯灯)電気料補助

自治会が支払う防犯灯の年間電気料金に対して、自治会からの申請に基づき補助金を交付します。申請書類は6月頃に自治会長あてに送付いたします。

■補助金額

6月分の電気料金×12か月×45%（100円未満切り捨て）

■補助対象

- ・北陸電力(株)との契約番号が050、151、351の防犯灯
- ・その他電力事業者と契約している防犯灯

■提出書類

- ① 交付申請書・請求書
- ② 電気料金請求明細書（6月分）の写し
- ③ 電気料金領収証（6月分）の写し（6月分引き落としが分かる通帳のコピーでも可）

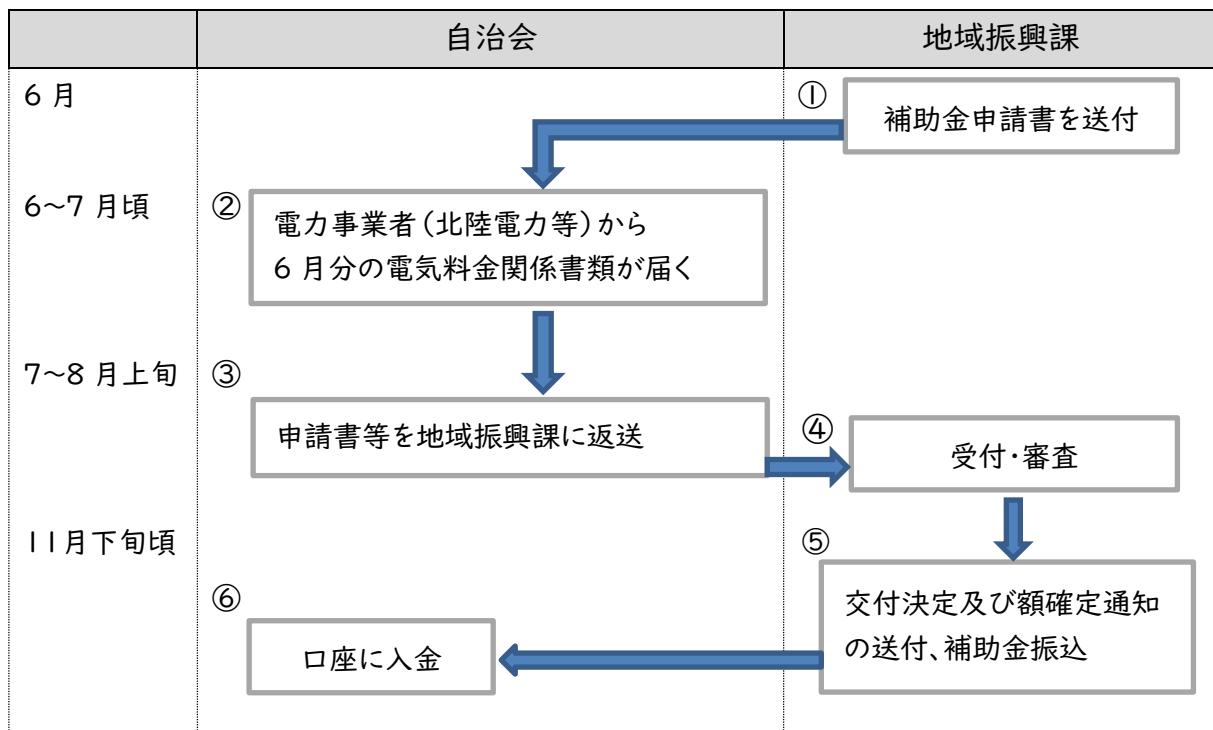
※明細書と領収証が「電気料金等領収のお知らせ」にまとまっている場合もあります。

※提出書類②と③は、オンラインによる提出も可能です。

申請フォームはこちら >>>



■申請から入金までの流れ



補助金

(※R7年度の内容です。R8年度については各ホームページをご覧ください。)



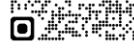
ごみステーション

〈担当:収集資源センター(南江守町 2-1)☎35-0052〉

1. ごみステーション設置補助金

(市HP)ホーム>市政情報>助成・補助>くらし

>令和〇年度ごみステーション設置補助金の申請について



かご状のごみステーション(折りたたみ式を含む)を新たに購入するか買い換える場合、自治会に対し、その費用の一部を補助します。

補助を受けるためには、設置場所または保管場所の所有者(管理者)の同意が必要となります。

※道路や河川等の水路や公園には、許可なく設置することは出来ません。

■補助金額

ごみステーションの購入等費用×1／4以内(千円未満切り捨て)

※補助限度額:同一年度内、1自治会につき10万円

※補助金の交付を受けて設置等を行ったごみステーションについては、次年度以降5年間は補助申請することが出来ません。

※一つのごみステーションを設置する場合でも、複数のごみステーションを設置する場合でも、同一年度内に一つの自治会に対する補助限度額は10万円です。

※申請は、必ず購入前の計画段階でしてください。購入後は、申請することが出来ません。

2. ごみステーション美化協力金

(市HP)ホーム>くらし>ごみ・環境>助成・補助

>福井市ごみステーション美化協力金



ごみステーションの美化や不法投棄物の処理費用として下記の協力金を交付します。

世帯数	交付金額
~ 40世帯	10,000円
41~ 80世帯	13,000円
81~120世帯	16,000円
121~200世帯	19,000円
201世帯~	22,000円

基礎編

応用編

加入促進

自治会と福井市

補助金

電話帳

補助金

(※R7年度の内容です。R8年度については各ホームページをご覧ください。)



自治会活動支援

担当:地域振興課(本館3階)☎20-5230

1. 自治会活動保険料補助金

(市HP)ホーム>市政情報>助成・補助>くらし>自治会活動保険料補助金



自治会が加入している活動保険の保険料に対して補助します。

■補助金額

補助率	補助限度額	申請者(交付対象)
加入保険料の50%	1世帯あたり60円	地区自治会連合会

例) A自治会 世帯数:100世帯、200円／世帯の保険に加入した場合。

100世帯×200円×50% = 10,000円

100世帯×60円 = 6,000円が限度となり、補助金額は6,000円

※自治会単位で保険に加入している場合でも、地区自治会連合会が取りまとめて申請を行ってください。当該年度内に支払いを行っている保険が補助の対象となります。



2. 自治会合併補助金

(市HP)ホーム>市政情報>助成・補助>くらし>自治会合併補助金



自治会の組織基盤の強化を目的として、合併した自治会に対して補助します。

※20世帯以下の自治会を含むことが条件です。

■補助金額

(50,000円×合併自治会数) + (1,000円×合併後の世帯数※)

※補助対象の世帯数は、最大100世帯までとします。

例) 下記自治会が合併する際に交付する補助金額

A自治会:25世帯]	50,000円×3自治会=150,000円
B自治会:35世帯		1,000円×(合併後の総世帯数70世帯)=70,000円
C自治会:10世帯		150,000円+70,000円=220,000円



補助金

(※R7年度の内容です。R8年度については各ホームページをご覧ください。)

3. 自治会活動活性化支援事業補助金

(市HP)ホーム>くらし>まちづくり>住民自治



>自治会活動活性化支援事業補助金の交付 >>>

自治会活動の新たな担い手を確保するために、自治会が開催する若者(18~39歳)、女性、外国人、こども(~18歳)を対象とした新規イベントの開催経費を補助します。

※イベントの対象者は若者、女性、外国人、こどものうち、複数組み合わせたものも可

※参加者数に占める対象者の人数が過半数となることが要件

※既存イベントに新たな要素を加えたイベントも対象



■事業例

若者対象スポーツ大会、女性対象ヨガ教室、外国人対象ハロウィンパーティー、こども(親子)対象クリスマス会 等



■補助金額

イベント開催経費×1/2以内(千円未満切捨て) ※上限10万円

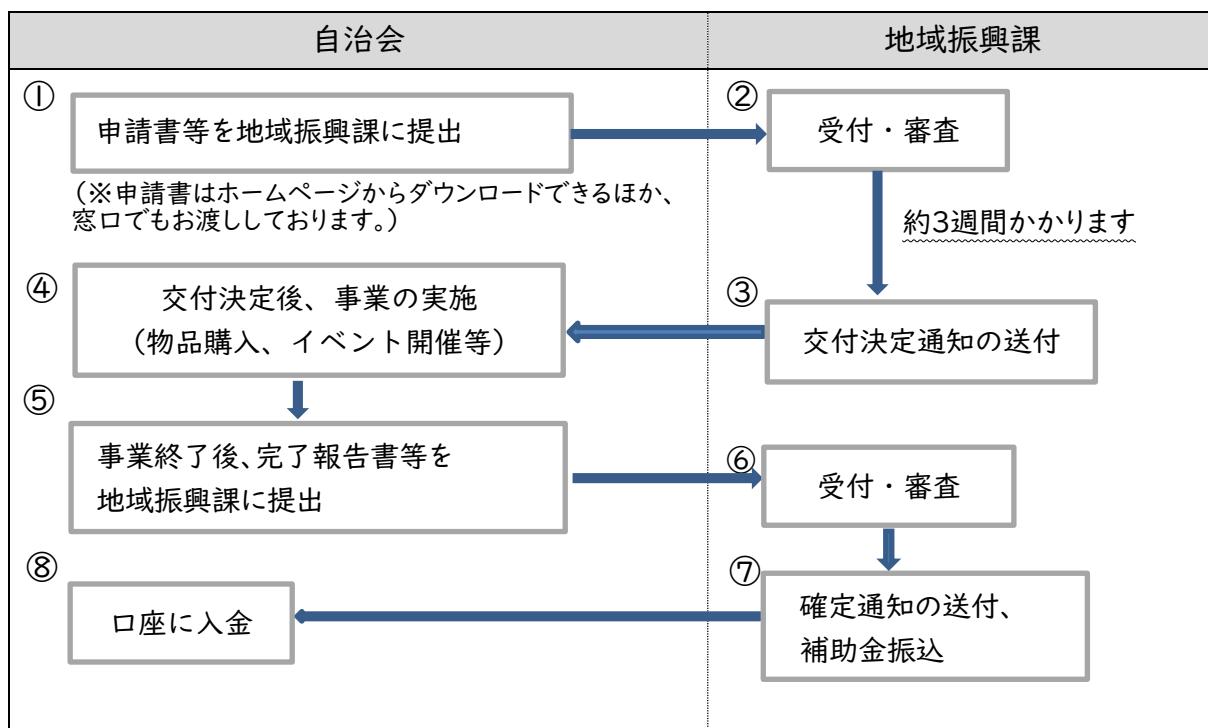


■申請時提出書類

- ① 交付申請書(様式第1号)
- ② 活動計画書(様式第2号)
- ③ 収支予算書(様式第3号)
- ④ [旅費を伴う視察及び研修を行う場合]出張計画書

※必ず事業着手(発注、購入等)の前に申請してください。

■申請から入金までの流れ



基礎編

応用編

加入促進

自治会と福井市

補助金

電話帳

補助金

(※R7年度の内容です。R8年度については各ホームページをご覧ください。)



集会所



(市HP)ホーム>市政情報>助成・補助>くらし>集会所建設等補助について >>>

自治会が所有する集会所の新設・改修・小規模修繕を行う際に補助します。

毎年6月頃に、次年度分の集会所建設等にかかる補助申請の予定について意向調査を行います。補助金の利用をお考えの場合には、この調査の際に必ずご連絡ください。
(工事着工及び補助決定は翌年度以降となります。)

また、補助の決定については、それぞれの団体による審査があります。

※福井県及び一般財団法人自治総合センターの助成事業を活用する場合は、事業実施主体である自治会が認可地縁団体(14ページ参照)である必要があります。

※過去にこの補助金を利用したことがある団体が再度申請を行う場合、補助金の交付日から10年間(バリアフリーは5年間)以上経過していることが条件です。

1. 市単独補助

種別	補助要件の概要	補助率	上限額
新設	延面積49.5m ² 以上の集会所の新築	工事費の30%	400万円
小規模修繕	築20年以上の集会所の修繕及びトイレの改修等のバリアフリー化	工事費の50%	75万円

2. 福井県補助

種別	補助要件の概要	補助率	上限額
新設	延面積49.5m ² 以上の集会所の新築	工事費の50%	750万円
改修	築20年以上の集会所の修繕で150万円以上の工事であるもの	工事費の50%	225万円
改修 高齢化集落	築20年以上の集会所の修繕で100万円以上150万円未満の工事であるもの	工事費の75%	—

※高齢化集落：65歳以上の人口が50%以上を占める集落

3. 自治総合センター補助

種別	補助要件の概要	補助率	上限額
新設	延面積49.5m ² 以上の集会所の新築	工事費の60%	2,000万円
改修	築20年以上の集会所の修繕で150万円以上の建物の主要構造部について行う工事であるもの	工事費の60%	2,000万円

補助金

(※R7年度の内容です。R8年度については各ホームページをご覧ください。)



道路・除雪

(担当:道路課(本館4階)☎20-5560)

(市HP)ホーム>市政情報>助成・補助>くらし

▶▶▶



下記の補助については、要件等の確認が必要なため、道路課までご連絡ください。

1. 区道整備事業補助金

自治会が管理する道路の整備費の一部を補助します。

2. 市民雪置き場支援事業補助金

降雪期に自治会が雪置き場として民間空き地を借りた場合、その借地料の一部を補助します。

3. 道路除排雪事業協力金

除雪計画路線に指定していない市道等(自治会等協力路線)を自治会等で除排雪した場合、市の一斉除雪出動回数に応じて、協力金を交付します。

4. 小型除雪機購入補助事業補助金

複数の自治会等で構成される団体が、市道等(自治会等協力路線)を除雪するための小型除雪機を購入する場合、経費の一部を補助します。

5. 市民協働除排雪補助金

大雪時(積雪深90cm以上かつ市が指定した期間内)に自治会が除排雪機械による除排雪作業を実施した場合、燃料費及び機械損料相当額を補助します。



防災

(市HP)ホーム>くらし>防災・消防>防災

▶▶▶



下記の補助については、要件等の確認が必要なため、各担当課までご連絡ください。

1. 自主防災組織設置補助

(担当:危機管理課(別館5階)☎20-5234)

自治会等で結成する自主的な防災組織の育成整備を目的とし、新たに自主防災組織を設置した自治会等に補助を行う事業です。

2. 消火用資器材等購入補助

(担当:福井市防火委員会(和田東2丁目2207番地

福井市消防局内)☎20-5007)

自治会で設置する共同の消火資器材等の購入費用を一部補助する事業です。

3. 防災資機材購入補助、活動事業補助

(担当:危機管理課(別館5階)☎20-5234)

自主防災体制の充実を図るため、自主防災組織等が防災活動を行う上で必要な防災資機材の整備や災害に備えた訓練及び啓発活動等、地域活動に補助を行う事業です。

※対象は各地区自主防災組織連絡協議会

基礎編

応用編

加入促進

自治会と福井市

補助金

電話帳

補助金

(※R7年度の内容です。R8年度については各ホームページをご覧ください。)



不法投棄対策支援



〈担当:環境廃棄物対策課(別館4階)☎20-5398〉

(市HP)ホーム>くらし>ごみ・環境>助成・補助>地域不法投棄対策支援事業  

1. 不法投棄防止看板配付事業(自治会が対象です)

■不法投棄防止看板の無償配付

看板仕様(板面サイズ)	配布上限	申請者(交付対象)
縦60cm×横30cm	1自治会あたり3枚	自治会

※数に限りがあります。予算の範囲内で先着順に受け付けします。

※設置個所の土地等の所有者や管理者の同意を得ること。

※看板は足・杭などはありません。なお、設置及び維持管理に要する費用は自治会の負担となります。

※看板が通行人等に危険を及ぼさないよう、安全に配慮し設置すること。

2. 不法投棄対策経費助成事業(地区自治会連合会が対象です)

※必ず、事業着手(発注、購入等)の前に申請してください。また、他補助制度等との併用はできません。

※予算の範囲内で先着順に受け付けします。

■廃棄物処理に要する経費の助成(不法投棄物処理(撤去)に係る経費を助成します)

対象経費	助成額	申請者(交付対象)
重機借上料、レンタカー使用料、 運搬委託料、処分委託料	助成率100% (百円未満切捨て)上限10万円	地区自治会連合会

※ごみステーション及び周囲の廃棄物処理は対象となりません。

※車両の借上げ料・使用料は、事業者への支払いのみが対象となります。

■未然防止対策に要する経費の助成(不法投棄を防止するために係る経費を助成します)

対象経費	助成額	申請者(交付対象)
柵等の作製、 カメラ等の購入費用	助成率2/3 (百円未満切捨て)上限5万円	地区自治会連合会

※看板の作製については「1. 不法投棄防止看板配付事業」をご活用ください。

電話帳

「キーワード」ごとに担当課を記載しています。

キーワード	担当課	電話番号
自治会活動		
自治会総合窓口	地域振興課	20-5230
自治会合併補助		
自治会活動保険料補助		
自治会活動活性化支援事業		
集会所建設等事業補助		
防犯・防災活動		
大規模盛土造成地マップ	都市計画課	20-5450
交通安全教室の開催	自転車利用推進課	20-5387
交通安全指導・啓発		
防犯灯設置補助	地域振興課	20-5230
防犯灯電気料補助		
自衛隊協力会	危機管理課	20-5234
避難所の開設		
避難支援プラン		
防災行政無線		
防犯隊		
防犯カメラ(自治会連合会)		
自主防災組織支援		
総合防災訓練(避難所設営・運営訓練)		
総合防災訓練(救急・救助・水防訓練)	消防局救急救助課	20-3998
防火委員会	消防局予防課	20-3997
有害鳥獣対策	有害鳥獣対策室	20-5701
道路占用許可(祭り等での設置物)	監理課	20-5555
道路の穴、街灯切れ		
屋外広告物設置許可		
カーブミラー・ガードレール管理		
カーブミラー・ガードレール設置	道路課	20-5560
道路補修		
道路除雪		

基礎編

応用編

加入促進

自治会と福井市

補助金

電話帳

電話帳

キーワード	担当課	電話番号
河川管理	河川課	20-5492
洪水・土砂災害ハザードマップ		
空き家対策	住宅政策課	20-5571
下水道内水ハザードマップ	雨水対策室	20-5651
環境美化活動		
公害防止	環境廃棄物対策課	20-5398
不法投棄防止		
あき地の美化(草刈り)	環境政策課	20-5609
環境美化地区推進員		
古紙等回収奨励事業(集団回収)	収集資源センター	35-0052
ごみカレンダー、ごみ分別		
ごみステーション設置補助金		
ごみステーション美化協力金		
動物死体(野良犬・野良猫)		
緑の羽根(募金)	林業水産課	20-5430
緑化推進委員会		
地区緑化事業		
福井市を美しくする運動(一斉清掃)	生涯学習課	20-5361
福祉活動		
福祉総合相談	福祉総合相談室よりそい	20-5580
生活困窮		
ひきこもり		
地域づくりコーディネーター		
地域づくり(交流の場や居場所の整備等)		
民生委員・児童委員	福祉政策課	20-5786
日赤活動資金募集		
英靈顕彰奉賛会		
高齢者福祉支援	地域包括ケア推進課	20-5400
ひとり暮らし等高齢者の相談		
子ども会育成会	こども育成課	20-5566
青少年育成推進員		

電話帳

キーワード	担当課	電話番号
親睦活動		
老人クラブ・敬老会	地域包括ケア推進課	20-5400
国際化推進・多文化共生	国際室	20-5300
社会教育・生涯学習	生涯学習課	20-5361
市民スポーツ大会	スポーツ課	20-5355
まちづくり・その他		
開発行為許可	都市計画課	20-5450
身近なまちづくり活動の支援(組織認定、計画作成、地区計画決定等)		
行政嘱託員	地域振興課	20-5230
行政文書の配布・回覧		
電子回覧板「タウンデジボ」		
認可地縁団体(自治会法人化)		
市自治会連合会		
地域担当職員制度		
地域の未来づくり推進事業		
まちづくり協議会		
集落支援員		
一般コミュニティ助成事業		
町名表示板	道路課	20-5560
道路工事		
下水道工事		
水道工事	下水管路課	20-5656
公民館協力委員		
市民憲章(不死鳥のねがい)	生涯学習課	20-5361
選挙について・ポスター掲示場		
ボランティアの相談・募集	選挙管理委員会事務局	20-5545
消費生活相談	市民協働・ボランティア推進課	20-5107
	消費者センター	20-5588

基礎編

応用編

加入促進

自治会と福井市

補助金

電話帳